

令和7年12月橋本市議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月4日（木）

議事日程第5号

令和7年12月4日（木） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 令和6年度橋本市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 令和6年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 令和6年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 令和6年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 令和6年度橋本市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 令和6年度橋本市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 令和6年度橋本市病院事業会計決算の認定について
- 日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度橋本市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第13 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について
- 日程第14 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について
- 日程第15 議案第10号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第1号 令和7年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第2号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第3号 令和7年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第4号 令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第5号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第6号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第7号 令和7年度橋本市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第12号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第13号 市道路線の変更について
- 日程第26 議案第14号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第15号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第28 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第31 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第32 議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について
-

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 認定第1号 令和6年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第11 認定第10号 令和6年度橋本市病院事業会計決算の認定について まで
日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について(令和7年度橋本市一般会計補正予算(第6号))
日程第13 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について
日程第14 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について
日程第15 議案第10号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第16 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第17 議案第1号 令和7年度橋本市一般会計補正予算(第7号)について
日程第18 議案第2号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第19 議案第3号 令和7年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第20 議案第4号 令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第21 議案第5号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第22 議案第6号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第23 議案第7号 令和7年度橋本市病院事業会計補正予算(第2号)について
日程第24 議案第12号 市道路線の廃止について
日程第25 議案第13号 市道路線の変更について
日程第26 議案第14号 市道路線の認定について
日程第27 議案第15号 字の区域及び名称の変更について
日程第28 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第29 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第30 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第31 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
と、日程第32 議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について
-

議員定数18名

出席議員18名

1番	森	下	伸	吾	君	2番	板	橋	真	弓	君
3番	岡	本	喜	好	君	4番	梅	本	知	江	君
5番	阪	本	久	代	君	6番	高	本	勝	次	君
7番	岡		弘	悟	君	8番	田	中	博	晃	君

9番	堀 内 和 久	君	10番	垣 内 憲 一	君
11番	岡 本 安 弘	君	12番	小 林 弘	君
13番	田 中 和 仁	君	14番	南 出 昌 彦	君
15番	辻 本 勉	君	16番	土 井 裕美子	君
17番	石 橋 英 和	君	18番	中 本 正 人	君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗	君	副 市 長	小 原 秀 紀	君
教 育 長	今 田 実	君	病院事業管理者	古 川 健 一	君
総合政策部長	井 上 稔 章	君	総 務 部 長	中 岡 勝 則	君
経済推進部長	三 浦 康 広	君	健康福祉部長	犬 伏 秀 樹	君
農業委員会事務局長					
危機管理監	大 岡 久 子	君	建設部長	石 井 隆 博	君
会計管理者	兼 井 和 彦	君	上下水道部長	堤 健	君
教育部長	岡 一 行	君	消 防 長	永 井 智 之	君
病院事務局長	池 之内 正 行	君	選挙管理委員会事務局長	辻 本 昌 亮	君
監査委員事務局長	岩 坪 恭 子	君	財 政 課 長	三 嶋 信 史	君
政策企画課長	辻 本 真 吾	君			

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	笠 山 奨	議会事務局次長	森 本 和 也
書 記	諸 田 泰 己		

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

令和7年11月27日付橋総第592号をもって、追加議案2件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

次に、今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり3件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第7

号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願 については、総務経済委員会に付託いたします。

また、請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願 及び、請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願 については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、1番 森下君、10番 垣内君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和6年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第11 認定第10号 令和6年度橋本市病院事業会計決算の認定についてまでの10件
○議長（田中博晃君）日程第2 認定第1号 令和6年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第11 認定第10号 令和6年度橋本市病院事業会計決算の認定についてまでの10件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました令和6年度各会計決算の認定については、去る9月定例会において設置されました令和6年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していたものであります。

本件について、委員長の報告を求めます。
令和6年度決算審査特別委員会委員長、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さん、おはようございます。

それでは、朗読をもって委員長報告に代えさせていただきます。

去る9月11日の本会議において本委員会に付託され継続審査となつた認定第1号から認定第10号までの令和6年度各会計決算の認定10件の審査結果について報告いたします。

9月定例会閉会後の去る10月15日、16日、17日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。

審査結果については、次のとおりです。

まず、認定第1号については、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号については、1人の委員から反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号から認定第5号までは、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号については、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号と認定第10号については、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中博晃君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより認定第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、認定第1号 令和6年度一般会計決算の認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度は、米不足を原因とした米価の高騰をはじめ、長期にわたる物価高騰によって暮らしの困難が増大する中で、特に年金生活の高齢者や母子家庭、またパート、アルバイト等の非正規で働く市民はかなり厳しい生活を強いられております。少しでも市民の暮

らしの助けになる施策が橋本市政に求められております。

令和6年度の施策で見ると、例えば産後ケア事業委託料が予算の2倍以上の実績を上げております。そしてまた、ひきこもり支援推進事業では、相談支援が693件もあったということで優れているんですが、こども食堂への支援事業等々も、市民の暮らしに直結する施策が行われてきたところであります。しかし、市民の大きな関心事であります学校再編計画があります。令和6年度に第2期基本方針に関する説明会、意見交換会が小学校保護者、また未就学児保護者、地域住民を対象に実施されてきました。学校再編計画に対して、当初、初めから市民の間で不安や心配の声がかなり聞かれるようなことで少なくはありませんでした。学校再編計画に対していろいろ意見はあるんですが、不安の声がどうしても多く聞かれましたし、反対の意見や、中でも、急がずに時間をかけてもっと慎重に審議すべきではないかと、そういう声も本当にたくさん聞かれました。

コミュニティバスやデマンドタクシーは、何度かの見直しで利用が少しずつ増えてきておりますが、もっともっと気軽に利用できるよう、お出かけの応援になるような見直しを求めている声もたくさん聞きます。

さらに、気になりますのが窓口業務等のアウトソーシングですが、外部委託しても、守秘義務があるとはいっても、市民の情報を扱う関係でかなり不安が残ります。

こういった施策等、見直しが改めて必要じゃないかと私は思います。それによって、今回の一般会計決算の認定については今申し上げたことで、反対の立場で討論をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討

論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和6年度橋本市一般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）認定第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険税は毎年値上げをしています。一人当たり9万5,636円から10万133円に、1世帯当たり14万9,712円から15万4,004円に上がりました。

国民健康保険は、自営業者、非正規雇用、年金生活者など所得の低い人が加入しています。被保険者の約7割の方が、7割、5割、2割の法定軽減を受けておられます。高い国保税が市民を苦しめています。こういう中でも、収納率は96.25%から96.65%に上がっていきます。これ以上値上げは耐えられません。

市民の命と健康を守る立場から国民健康保険税の見直しを求めて、反対討論といたします。

○議長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）おはようございます。

それでは、認定第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、本決算では、医療費が増加傾向にある中でも、和歌山県国保運営方針に基づく標準保険料の適正化が図られておりまして、国民健康保険制度を安定して運営するための取組みが丁寧に進められておりました。限られた財源の中で、適切な執行が行われていることを確認させていただきました。

特に特定健診、それと重症化予防をはじめとする保健事業が継続して実施され、市民の健康づくりに力を入れてこられた点を評価いたしたいと思います。これらの事業は、将来的な医療費の抑制にもつながる大切な取組みであり、今後も継続していただきたいと考えます。

また、収納率向上への取組みとして、納付相談、分納支援など加入者の皆さまの生活状況に寄り添った対応が行われていることにも触れさせていただきたいと思います。国保加入者の多くが経済的に不安定な立場にある中、このような丁寧な支援は、制度への価値、信頼にもつながるものと考えます。

さらに、令和6年度より第3期データヘルス計画に基づいて健康課題を分析し、検診受診率の向上につながる取組みを進めていただいていることも大変評価をさせていただきたいと思います。

もちろん、国民健康保険制度は、高齢化や医療費の増加など、依然として課題の多い制度であることには変わりはございません。今後も国・県との連携を深めながら、より持続

可能な運営に向けて取組みを進めていただくことを期待しております。

以上のことから、令和6年度の本特別会計決算は適正に執行されていると判断をし、賛成とさせていただきます。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和6年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和6年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和6年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和6年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番(高本勝次君)登壇〕

○6番(高本勝次君) それでは、認定第6号 令和6年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算に、この認定に反対の立場で討論させていただきます。

高齢者は長年にわたり社会の進展に寄与してきた人たちで、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障され

ると、こういったことで老人福祉法にきちんと明記されております。

しかし、低所得の方が多く占めるのが後期高齢者です。食料品や電気、ガス等の水光熱費などの物価高騰の中で、より厳しい生活を強いられております。年金で節約するにも限度がございます。本当に暮らしに余裕がありません。

後期高齢者は、複数の医療機関に通院される方も少なくありません。窓口負担は今後も上がり続けていきます。75歳以上という枠でくくって、その中で医療費を貯めようとする自体が限界であります。広域連合が保険者ですが、75歳以上の市民の命と健康、暮らしを支えるためにも、国の制度とはいえ、議会からも意見を上げていくことを求めていきたいと思います。

そういったことで、反対の立場で討論をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(田中博晃君) 次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和6年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田中博晃君) 起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君)ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番(阪本久代君)登壇〕

○5番(阪本久代君)認定第8号 令和6年度橋本市水道事業会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

物価高騰の中、高い水道料金が市民の生活を圧迫しています。一方、水道事業会計は、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計、病院事業会計に合計11億2,600万円貸付けを行っています。給水原価が1立方メートル当たり182.19円から199.47円へと大幅に上がり、供給単価を上回ったことで、今の水道料金を維持するのが難しいのではと心配です。

さらなる値上げをしないようにという思いを込めて、決算の認定に反対します。

○議長(田中博晃君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番(土井裕美子君)登壇〕

○16番(土井裕美子君)私は、認定第8号 令和6年度橋本市水道事業会計決算について、

賛成の立場から討論を行いたいと思います。

まず、本年度の業務実績について評価すべき点でございますが、漏水調査の計画的な実施により、有水収量が前年度から1.33ポイント上昇しました。81.36%となったことです。これは水道事業の効率化に向けた重要な成果であり、今後も継続的な取組みが期待されるところでございます。

さらに、橋本市浄水場第1期更新事業の完了や田原第1ポンプ場外機械電気設備更新工事など、12件の拡張工事が実施されたことは、地域の水道インフラの強化に大きく寄与しているというところでございます。特に、基幹管路の耐震化につきましては、42.85%が対策済みであり、令和6年度には548メートルの布設替えが実施されるなど、災害に強い水道網の構築が進んでいる点を評価いたしたいと思います。

一方で、営業収益が前年度より減少し、営業利益が赤字となったことは、課題として認識すべきところです。給水人口の減少や有収水量の減少が主な要因であり、これにより給水収益が減少したことは、今後の経営改善に向けた具体的な対策が求められるところでございます。

また、営業費用の増加につきましては、浄水場運転管理委託料や浄水汚泥廃棄物等埋立て処分料の増加が主な要因であることから、費用削減の可能性を検討する必要があります。しかしながら、営業外収益が前年度比8.2%増加し、会計基準の見直しによる長期前受金戻入が大きく寄与している点は、財務面での一定の改善が見られることを評価いたしたいと思います。

以上の点を踏まえ、令和6年度橋本市水道事業会計決算は、地域住民への安定した水道供給を維持しつつ、インフラ整備や耐震化を進めた点で評価できる内容であることと考え

ます。

今後の課題といたしましては、人口減少に伴う収益減少への対応や費用削減の取組みを進めることで、さらに健全な経営基盤を構築していくことを期待いたしたいと思います。

以上の理由から、本決算に賛成させていただきます。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号 令和6年度橋本市水道事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第9号 令和6年度橋本市下水道事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第10号 令和6年度橋本市病院事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度橋本市一般会計補正予算（第6号））

○議長（田中博晃君）日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度橋本市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度橋本市一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第13 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について

○議長（田中博晃君）日程第13 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）この条例の意義というか、ざっくり教えていただけますか。なぜこのタイミングでこの条例を今上げてきて、当局のこれをすることの意義、お願いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

この条例を上げさせていただいた一番の目的は、移転改築の構想に基づきまして、幅広いご意見を頂きまして、用地の選定であったり、移転改築に伴う基本計画を民意を反映して行いたいというのが趣旨でございます。

なぜこのタイミングになったかといいますと、目標値として本年度内に候補地の選定を行いたいと考えておりますので、急遽となります。このタイミングで条例を上げさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（田中博晃君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）きれいな答弁で結構でございます。言うとる意義も分かります。ただ、タイミングですよね。この議場で、10年弱ほど前からこの議論をされてて、私の住まいは河南なんですけど、高野口町のほうを拠点とされると議員からも、けんけんがくがくこの議論とか質問とか、議場以外でも、委員会室でも、個々に教育委員会でもあったと思うんですけど、この本気度でこの条例を敷く一つの線引きとして、ある一定の期間までに場所を選定したいんやということが正しい意義であるんであれば、遅過ぎるんじゃないですかという。過去に対しての過ちという言葉は不適切かも分からないですけども、地域住民からの要望というのは10年ぐらい前から、教員の方々から、現場の先生の方々からの意見も踏まえた上で、この条例を引かないとある一定の期間に場所の選定ができないという条例なんであれば、やっぱりおかしいんとちやうんかなって。行政が主体となって10年間温めてきた議論というのがきっとあるんであろうと僕は思うんですけど、行政主体で、「この場所とこの場所とこの場所ぐらいでどうですか、地域住民の皆さん、PTAの皆さん」って行くのが筋、道義なんではないんかなって私は思うんですけど、教育委員会の見解はいかがですか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

候補地の選定につきましては、この1年、府内のプロジェクトチームを組織しまして、ある程度の絞り込みは実は行ってあります。技術屋さんも入っていただきましていろんな見地から、絞り出した候補地をいろんな議論をして、2箇所に今絞ってありますので、そういったところを中心に、今これを含めて

コンサルに調査委託を詳細をかけておりますので、そういうデータが上がってきから候補地を絞りたいというふうに考えています。ある程度は絞ってございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）第3条の委員会は委員20名以内をもって組織するというところで六つ挙げてあるんですけれども、だいたい今までこういう検討委員会とかでしたら、割と公募をされていたかと思うんですけれども、今回、この6項目の中に公募というのがないんです。それをなくした理由と、それと、(3)の地域住民を代表する者ということですが、地域住民というのは高野口町だけを指しているのか、どの辺の範囲までを地域住民とするのかということと、(4)の保護者を代表する者というのが入っているんですが、保護者というのは今在校している親が保護者という認識かなと思うんですが、将来的に何年か先に移転ということになるかなと思うんですが、今保護者でない、今小学校に行ってて、これから中学校に入る子どもたちの親御さんたちというのはどこの部類に分類されるのかというのをお教えいただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず一点目の公募につきましてなんですけども、第3条の三つ目、地域住民を代表する者というところに公募枠を2名、現在考えてございます。まず含めておるというのが一点と、その公募につきましては、事務局の見解としましては、できれば高野口中学校の地域の方に入っていただきたいというふうに考えております。

それから、未就学の保護者につきましては、この公募枠に応募いただくことは可能なん

すけれども、今現在、保護者を代表する者というところはやはり、できるだけ今の高野口中学校の移転構想ですので、中学校のPTAの方、応其小学校と高野口中学校のPTAの方ということで、将来のことを考えれば未就学の保護者も当然意見を頂くことは可能なんですけども、あまりにも年齢が離れていますので、今は中学校の保護者と小学校の保護者という形で考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）やっぱり今まで大分皆さん、高野口中学校の建設とか移転の場所ということについては、全市的に署名活動などもありましたので、すごく注目されるところである事業だと思いますので、公募にしてもやっぱり一言言いたいよという人もいるかもしれませんので、その辺のところを幅広い、20名という限られた人数ですけれども、何とかの会とかというだけじゃなくて、そこに入っているからやらないでいろんな意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、公募をされるということですので、ちゃんときちんと公募をして、幅広い皆さまの意見を聞いていただきたいと思いますので、その辺のところだけお答えいただいて結構でございます。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）委員会を組織する以上はいろんな意見が寄せられると思うんですけども、いろんな意見を酌み取って慎重に候補地を選定し、また、基本計画にも反映していきたいと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第14 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について

○議長（田中博晃君）日程第14 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号につきましては、総務経済委員会に付託いたします。

日程第15 議案第10号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（田中博晃君）日程第15 議案第10号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（田中博晃君）日程第16 議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第1号 令和7年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について

○議長（田中博晃君） 日程第17 議案第1号 令和7年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和7年度橋本市一般会計補正予算（第7号）の15ページをお開きください。

まず、2款総務費、15ページから16ページまで、質疑ありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君） 15ページ、真ん中のほう、000285移住・定住、これを教えていただきたいんですけど、お願ひします。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） 議員のご質問にお答えします。

こちら、15ページの移住支援金につきましては、国費の制度を使った事業でして、東京圏のほうから移住を目的に市内へ越してくる方に対して移住支援金として支援金を渡すものでございます。今回のこの補正の340万円といいますのは、移住された方、家族を伴って移住された方に関しましては、一人100万円、

それから、それに伴って家族も連れてきて、子ども一人当たり100万円というような制度設計の移住支援金でございます。今回、家族、子ども3人を伴って移住してくるという方が1組、1家族ございましたので、その方に対する移住支援金が400万円ということになります。これは国費の制約の中でそういうふうになつたんですが、その方に対して400万円交付するために、現在、執行残が60万円ございますので、その差額の340万円というのを今回補正させていただくと、そういうふうなことになっております。

以上です。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。

お子さんを連れて橋本市に住まいしてくれたら、学校、小学校、こども園とか、必要ですよね。そこで聞くんですけども、経済部から福祉部にわたってしまう質問なんで、通告というか枠がもれたら議長に止めていただきたいんですけど、支度金とかこれだけの国の制度を使って、担当が汗をかいてくれているというていであれば、子どもがこっちに来てくれるということは、小学校は統廃合どうのこうのというぐらいなんがらがらだということになるんかと思うんです、学校も必要やと思うんですけども、地域にね。一番大事なのは働く女性のという、あえてそういう言い方をするんですけども、子育ての観点、ゼロ、1歳から始まって、こども園の受入れですよね。だから、移住・定住の汗の量と受け入れるキャパの定義、ここがなってないのに、お金を支出することは国費でいくんですから別にありがたいことやと思うんですけど、ここに受け入れがリンクしなかつたら、あえて言うんですけど詐欺行為になるんです、はっきり言うて。きつく言います。だから、このところを、やっぱり受け入れ、その地域に住んで一生に1回の買物を仮にしてくれたら、賃貸

であろうと移住・定住で来てくれてこれだけの措置を取るんであれば、こども園の受入れというのは絶対不可欠であると。この認識というのは経済部と福祉部でどのような協議、どのような話し合いがされているのかというのは、これはやっぱり議事録に残しておきたい私の気持ちなんですけど、いかがですか。

○議長（田中博晃君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

確かに、家族を伴って引っ越してくる子どもたちの受皿というところは必要というふうには考えております。本市としましては、移住を支援する中で、どこの地域というのを確かに要望を聞きながらしておりますので、その辺につきましては、人数が確かに今のところ10人、20人、30人というところではございませんので、小規模の人数の中でその辺、今のところは健康福祉部のほうとは連携しているわけじゃないんですけども、確かにその辺の観点というのは必要やと思いますので、今後の課題として捉えたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、16ページから19ページまで、質疑ありませんか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） 歳出の予算説明資料にもありますけれども、16ページの民生費の001059のうちの10の修繕料688万5,000円、福祉センターの屋上の故障の修理というふうにお伺いしていますけれども、毎年の収入が190万円ちょっとぐらいのことなので、だいたい3年半分ぐらいの売上げが今回の修繕で消えるのかなと思うんですけども、これを修繕す

ることで耐用年数というか、あと何年間運用するのかという話と、売電収入の期間が切れた後、どういうふうな運用をされていくのかという部分だけお伺いします。

○議長（田中博晃君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君） お答えいたします。

まず、現在の売電につきましては、令和14年度中までは続く、約7年間は売電の期間というのは続くという形になってございますので、現在、今回ご提案させていただいておりますパワーコンディショナーのほうを修繕させていただいて、引き続き7年間は続けていくという形になります。

二点目のその後についてでございますけれども、以前、電力会社等にこの売電の今の現状の価格が7年後、切れた場合に、以降どのようなメニューといいますか、あるかなというところで問合せをしたこともあるんですけども、当然、先の話なので検討というところすらも見えないというか、いうようなこともございました。今の制度の流れでいきますと、大幅に売電したら単価のほうは下がってくるのかなということが予想されますので、例えば今後の使い方といいますか流れといたしましては、センターの電気使用のほうに回していくという考え方もあるらうかと思いますし、災害時に、例えば蓄電装置をつけておくことで非常にそれを利用するとか、いろいろ考え方はあるらうかと思いますけれども、その辺りについては、この7年間の売電という期間をまずは行いながら、いろいろと施策とかも変わると思いますし、今申しましたような蓄電池を例えば購入するというふうにあっての補助メニューであるとか、いろいろ国のはうの制度とかというのも動きがあらうかと思いますので、その期間内で情報収集、そして検討のほうを進めていきながら、切れた

タイミングで市として何が一番有効なのかと、そのことを見定めながら、うまく切り替えていけるように判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、6款農林水産業費、7款商工費、19ページから20ページまで、質疑ありませんか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）20ページ、1907の中山間地域等直接支払推進事業の12の委託料、統合型G I S機能追加等委託料なんですが、調べてもよく分からなかったので教えてもらいたいのと、それを入れることによってどういった効果を及ぼすのか、その点をお伺いしたいのと、その下の有害鳥獣のところで、病害虫の防除対策をされていますが、具体的にどのようなことをされたのかというのをお伺いしたいのと、その下、1929の多面的のほうですが、多面的機能支払交付金、これもどういった事業なのか、三点お伺いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、20ページ、12の委託料、統合型G I S機能追加等委託料なんですが、中山間地域の直接支払交付金といいますのは、斜面地の農業がすごく効率の悪い農業ということで、国ほうから交付金を得ることができるような制度となっております。ただ、この交付金をもらうためには、確かに農地がちゃんと管理されているのかというのを毎年、全農地確認するような、そういう状況となっておりますので、その確認作業におきまして、市の統合型G I Sも市の地図で使っているんですけ

ども、そこと連動させることによって確認したデータがそのまま地図情報に落とされて、管理としてすごく効率がいいような状況になるということで、今回、国費を頂きまして、業務の効率化のために、そういうような地図システムとの連動をしていこう、確認作業と地図システムを連動していこうというのが、こちら172万4,000円の予算でございます。

続きまして、病害虫、78万3,000円、病害虫の防除対策事業補助金なんですが、こちらのほうが今年、生産果樹以外の桜とかハナモモなどに対する、環境省からの補助金の一部なんですけども、被害樹が多いということで、今年追加の分を今回補正させていただいているのが78万3,000円ということで、県100%補助の事業となっております。

続いて、多面的機能支払交付金なんですが、こちらも中山間地域の交付金と似たような制度なんですが、斜面地が中山間の交付金をもらっていて、斜面地じゃなくて比較的平地の部分に対する補助で、水路の共同活動に対して、地元の方々に対して交付金を交付していくという一定の単価があるんですが、制度なんですが、こちらも当初上げておった予算よりも活動地域面積が増えましたので、今回増えた分を、県から内示いただいた分を今回補正させていただいている、そういうことでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、6款、7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、20ページから21ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、8款9款を終わります。

次に、10款教育費、11款災害復旧費、21ページから22ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

10ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和7年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの

で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第2号 令和7年度橋本市
国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)について

○議長（田中博晃君）日程第18 議案第2号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第3号 令和7年度橋本市
介護保険特別会計補正予算（第
3号）について

○議長（田中博晃君）日程第19 議案第3号
令和7年度橋本市介護保険特別会計補正予算
(第3号)について を議題といたします。
これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただ今議題となっております議案第3号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和7年度橋本市介
護保険特別会計補正予算（第3号）について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第4号 令和7年度橋本市
後期高齢者医療特別会計補正予
算（第3号）について

○議長（田中博晃君）日程第20 議案第4号
令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計補
正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和7年度橋本市後
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第5号 令和7年度橋本市
工業団地造成事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（田中博晃君）日程第21 議案第5号
令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計

補正予算（第3号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第6号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（田中博晃君）日程第22 議案第6号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第7号 令和7年度橋本市病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（田中博晃君）日程第23 議案第7号 令和7年度橋本市病院事業会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 令和7年度橋本市病院事業会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第12号 市道路線の廃止について

○議長(田中博晃君)日程第24 議案第12号市道路線の廃止について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、文教厚生建設委員会に付託いたしました。

日程第25 議案第13号 市道路線の変更について

○議長(田中博晃君)日程第25 議案第13号市道路線の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、文教厚生建設委員会に付託いたしました。

日程第26 議案第14号 市道路線の認定について

○議長(田中博晃君)日程第26 議案第14号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、文教厚生建設委員会に付託いたしました。

日程第27 議案第15号 字の区域及び名称の変更について

○議長(田中博晃君)日程第27 議案第15号字の区域及び名称の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 字の区域及び名称の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（田中博晃君）日程第28 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、総務経済委員会に付託いたします。

日程第29 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（田中博晃君）日程第29 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第30 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（田中博晃君）日程第30 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第31 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について と、日程第32 議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について の 2件

○議長（田中博晃君）日程第31 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について と、日程第32 議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について の 2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） それでは、追加提案させていただきました議案についてご説明させていただきます。

議案第19号は、橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和10年4月1日をもって隅田小学校と恋野小学校を再編統合し、恋野小学校を廃校することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、橋本市立学校再編準備委員会条例についてでございます。

これは、小学校及び中学校の学校再編を円滑に進めるため、学校再編の対象となる小・中学校ごとに準備委員会を設置するものでございます。

以上、議案2件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中博晃君） 市長の説明が終わりました。

これより議案第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

次に、議案第20号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君） 準備委員会の設置の考え方というものは、多分恐らく新しい学校づくり推進計画に基づいた学校再編に基づくものだ

とは思うんですけども、今のこの計画というのは、要は2クラス要るよという前提で進められていると思います。しかしながら、去年生まれた子どもは272人でしたか、今年10月現在で142名でしたか、答弁でありましたけども、残り2か月なんで恐らく200人ぐらいしか生まれてこないという中で、今後7年間で200人のお子さんだと2クラスにするためには36人絶対要りますので、そうなると、それで割るとだいたい6校ぐらいしか維持できないという現状になります。ということは、6校しか維持できない人数しか生まれていないのに、9校残すという今全体計画ですよね。ということは、残り36人掛ける9校残そうと思うと、270から300人ぐらいお子さんがいないと維持できないというんですね。この残りの差額を出生数では賄えないということを考えたときに、そんだけのお子さんを外から連れてくるのかという話で、私、質問をさせてもらったら、外国人の方とか、そういう方では影響はありませんという話だったので、何をもってそのお子さんを補充するのかということを考えておられるのかということをまずお伺いしたいと思います。そこがないと、計画全部が狂ってくるんじゃないかなと思っているんです。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず、一つの学年で2クラスといいますのは、我々としては望ましい環境という形ずっと進めてきました。確かに2クラスになりますと、2人の先生で二つのクラスを運営できるという、そういうところはいいんですけども、どうしても再編をしましても35人を上回らない場合はあります。ですので、補充をどうするのかということに関しては、我々としましては2クラスを死守するために、例えばお子さんを他市のほうからとかって、

そういうところは教育委員会としては、そこまでは考えていないのが実情でございます。以上です。

○議長（田中博晃君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ちょっと答えになつていなくて、要は2クラス維持するために再編統合をしますという話をしているんだから。そういう話でしょう。でも、実際生まれているお子さんは6校分ぐらいしか維持できないお子さんしか生まれていないけども、今の計画は9校残すってなっているんですよ。だから、足りない部分をどうやって補完しようと考えているのか、その部分を聞いています。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどの部長からの答弁にもありました、2クラスが望ましいという表現に小学校はしています。現状、どうしてもなかなか2クラスにならない状況も、先ほどの岡本議員からの質問にもあったように、生まれてくる子どもの数からすると、そういう状況も出てきます。できるだけそういうふうなことをキープしていきたいという思いはありますが、だから、その部分については望ましいとしているところです。ですから、9校掛けるクラス、その数ということを想定していることではございません。

○議長（田中博晃君）さっきのが本来の答弁ですよね、求めていた。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）だから、200人ぐらいしか生まれへんから、今14校あるのを6校にしますという推進計画づくりで進めていくんやつたら、私、その趣旨って分かるんですよ。でも、そもそも今の現状とあなたたちの計画は合ってなくないですかという話をしているわけですよ。そこを補充する分がないんだつたら、考え方が変わって複式学級を避けるん

ですという目的で今回の計画なんやつたら、僕、分かるんですよ。1クラスはやむを得ないと。複式を避けるための統廃合をやるんや。でも、ずっとそういう説明はされていなかつたですよね。あくまで2クラスをつくるんだという説明をされていたので、私はこういう議論をしているんですよね。

だから、その部分というのは、見解は変わらないんですか。複式を避けるために再編をするのか、2クラスをあくまで維持するために今回の再編計画をして、準備条例をやるというふうな流れになっているのかという見解が変わらないのかということだけ、最後お伺いしたいです。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）繰り返しになる部分もあるんですけども、2クラスが望ましいという立場は私は変わりません。今回の2期の方針の中では変わりません。今後、また生まれてくる子どもたちというのはまだ見えない部分もありますので、そのことを考えたときに、次の段階として取り組まなければならないことというのは出てくるかもわかりません。今の段階では望ましいという形で進めていきたい、そのように考えています。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）お聞きします。

第2条のところの1項目のところ、学校再編に係る準備事項ということなんですけども、詳しく説明を頂きたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

準備には様々なことがあるんですけども、大きく分けては学校経営に関することと、それから学校の総務に関する事と、それから、地域との協働に関する事というところを考えています。代表的なことでは、学校経営に

関しましては、やはり再編することによって教育課程、そういったところの事前協議、それから、統合前の児童のメンタルヘルスケア、そういったことをまず準備で検討します。

また、学校の総務に関しましては、施設の面、学校の使い方、また、スクールバスの運行、そういったことなどを協議します。

地域との協働に関しましては、保護者が入っていただくんんですけども、学校の名称、それから校歌、校章、新しい学校運営協議会、そういったことを諸準備として、準備事項として考えていることを思っておられます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ちょっとお聞きしたいんですけども、この条例ができることによって再編が前向いて進んでいくということは明白なんですけども、そこでお聞きしたいんですけど、議会の中でも様々な意見がありますし、市民の方々もいろんな意見があると思うんです。その中で、議会の中でも再編がいいのか悪いのかというのがまだ詳しく、市民の声もきっちりまだ聞こえてこない中で、この条例ができたら再編に進むという教育委員会、今までの各議員が教育委員会に対して質問をされていたことの受け答えの中では、真摯に対応していきますよ、市民の声を聞いていきますよというお答えをたくさん頂いています。ということは、この条例を本議会で上げてきたということは、市民の声を真摯に受け止めて、市民の声は再編に向けて頑張ってほしいという声が教育委員会に届いているという認識の下で進めていっているということでよろしいでしょうか。

議会の答弁を聞いてたら、いや、もっと真摯に受け止めてきっちり聞いていきます。その話が出てからまだ1か月ほどしかたっていない

ないんですけども、その1か月の間で劇的にそういう意見をきっちり吸収できたという認識の下でこれを上げてきているということでおろしいですか。これは確認です。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

教育委員会、約2年半にわたりまして、基本指針の策定から計画の策定、今回の追加議案という形で、保護者、それから地域、学校関係者と説明会、意見交換会を行ってきました。最初は手厳しいご意見に直面しまして、いろいろ思うところもあって年度の途中で見直すことはあったんですけども、それだけではなくて反対意見とかいろんなご意見の中で、私たちは意見交換会を続けてきて、その中でご理解を求めてきました。その中で、こういう過程に対しての一定の手応えといいますか、この再編に関しての、子どもを中心としたということに関してはご理解いただいているという形で認識をしておりますので、今回の再編の準備に入らせてもらいたいと考えております。この1か月で急激に変わったかといいますと、急激には変わってないのは本当のところなんですけども、この積み重ねが理解を頂いているという形で認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）これは当局のほうから上げてくる議題なんで、教育委員会がそのように考えているんであれば、それはそれで結構なんですけども、ただ、僕は賛成、反対かどうかというのは本当にシビアな問題で難しいことやと思うんですけども、一点気になるのは、この条例を上げることによって、進めていくしかないという状況に陥ってしまうのがすごく怖くて。本当に子どもたちのために何が大切かというのを考えていったときに、

実は再編ありきじゃなくて残すべき、いや、実は再編かもしれないというこのファジーな部分というんかな、そういう議論が我々議会もできなくなってしまうんですよ。これを議会で認めてしまうということは、前向いて進むということになりますんですね。だから、再編される学校の中では委員会がでけて、再編に向けていい学校をつくっていこうという、もちろんそれが前向きな意見になるとは思うんですよ。でも、実はそうじゃなくて残しておいたほうがよかつたんじゃないかなと。

実は、昔の話をすると、あまり長くなると、文教に付託されているんであまり言うと駄目なんですけど、高野口小学校を木造を残すか残さへんかの議論のときまで遡って、どっちがいいかというのは結局、最後までなかなか難しい問題であったんです。だから、学校を残す、残さないという形というのは、今の考え方というよりは、先ほど3番議員がお話ししされていましたけども、将来に向けてこの学校がどういう形を取っていくのかというのを今考えるということが大事なんで、人数が少ないから、多いからということで議論を進めていくことでは僕はないとは思うんですけども、教育委員会としてはそういう手応えがあったというお答えやったんで、あとは各議員

が判断すればいいことなんで文教にお任せしますけども、その点は私自身は少し不安に感じています。これは答弁は結構なんで。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

○議長（田中博晃君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明12月5日から11日までの7日間は、委員会審査等のため休会とし、12月12日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時49分 散会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃
1番議員 森下伸吾
10番議員 垣内憲一